

令和 8 年度産地輸出支援事業（マレーシア等：かんしょ）業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和 8 年度産地輸出支援事業（マレーシア等：かんしょ）業務委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第 1 条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 令和 8 年度産地輸出支援事業（マレーシア等：かんしょ）業務委託
- (2) 委託業務内容 別添「令和 8 年度産地輸出支援事業（マレーシア等：かんしょ）業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（委託業務の実施）

第 2 条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

- 2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第 3 条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇〇〇円を含む。）以内とする。

（委託料の支払）

第 4 条 乙は、第 8 条第 4 項の規定による通知を受けた後に、書面により甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 6 条の規定に基づき、乙から適法な支払請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 甲は、必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、乙の請求により、委託料の 90 パーセントを超えない金額を概算払することができる。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払を必要とする理由及び月別所要見込額を記載した概算払請求書（別紙様式 1）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第 5 条 乙は、契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として甲に納付する。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 条）第 138 条第 2 項各号のいずれかの規定に該当する場合は免除とする。

（再委託の制限）

第 6 条 乙は、委託業務を達成するため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(事業完了報告書の提出)

第7条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了の日から起算して60日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、委託業務完了報告書(以下「完了報告書」という。別紙様式2)に成果品を添えて、甲に提出しなければならない。この場合において、第4条第2項の規定による概算払を受けたときは、完了報告書に概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を添付するものとする。

(適合の検査及び委託料の確定)

第8条 甲は、前条の規定により、乙から完了報告書及び成果品の提出を受けたときは、遅延なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、完了報告書又は成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正完了報告書及び補正した成果品を甲に提出しなければならない。

3 第1項の規定は、甲が前項の規定により補正完了報告書及び補正した成果品の提出を受けた場合について準用する。

4 甲は、第1項(前項において準用する場合を含む)の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(権利、義務の譲渡禁止)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が茨城県財務会計オンラインシステム事務処理要項第54条の規定により支出票の決裁コードを入力した時点で生ずるものとする。

(過払金等の返還)

第10条 乙は、概算払を受けた委託料が、第8条第4項に規定する委託料の確定額を超えるとき、または、委託料により発生した収入があるときは、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託業務の中止等)

第11条 乙は、災害その他やむを得ない事由等により委託業務の遂行が困難になったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、直ちに乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

(委託業務の変更)

第12条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

らない。

(損害の賠償)

第 13 条 乙は、委託業務の遂行に当たって、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第 14 条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(個人情報の保護)

第 15 条 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号において準用する同条第 1 項及び第 67 条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第 16 条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から 5 年間保存するものとする。

(委託業務の報告等)

第 17 条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(成果品及び著作権)

第 19 条 引渡しを完了した成果品は、すべて甲の所有とし、甲は、その事業において自由に当該成果品を使用することができるものとする。

2 乙がこの委託業務により取得した著作権は、成果品の引渡しをもって甲が承継するものとする。

(疑義の決定)

第 20 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 978 番 6  
茨城県知事 大井川 和彦

乙

特記事項

1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

なお、収集した個人情報は、委託業務の終了後、甲に返還すること。

3 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報は、委託業務を実施するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 複写又は複製の禁止

委託業務を処理するに当たって取り扱う個人情報が記載された帳票等は、複写し、又は複製しないこと。

5 返還義務

委託業務を実施するため甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、委託業務の終了後、速やかに甲に返還すること。

6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により、甲に報告し、甲の指示に従うこと。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

令和8年度産地輸出支援事業（マレーシア等：かんしょ）業務委託概算払請求書

このことについて、令和8年度産地輸出支援事業（マレーシア等：かんしょ）業務委託契約に基づき、事業費の概算払を請求します。

記

1 概算払を必要とする理由

2 月別所要見込額

月	所要見込額	主な内容
	円	

3 概算払請求額

円

<振込先> 銀行名： 銀行  
支店名： 支店  
預金の種類：  
口座番号  
名義人（ふりがな）：

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

## 委託業務完了報告書

令和 年 月 日付け委託契約に基づく令和8年度産地輸出支援事業（マレーシア等：かんしょ）業務委託が完了したので、成果品を添えて報告します。